

## 中南部地区における壁面の位置の制限について

### 【中南部地区地区計画 壁面位置の制限】

1. 道路境界線からは1.5m以上後退して建築してください。
2. その他の公共用地、道路隅切線、隣地境界線からは1.0m以上後退して建築してください。
3. 2以上の道路に接する敷地において、街区の短辺側の道路境界線からの距離は1.0mとすることができる。ただし、都市計画道路本町新庄線と額谷松任線により生ずる角地については、この限りではない。

※3については、敷地の短辺側に適用するものではなく、街区の短辺側に適用されるものです。  
対象の敷地が含まれる各街区の短辺側の設定については、事前に都市計画課都市計画係まで確認していただきますようお願いいたします。

### 壁面の位置の制限

